

經濟論叢

第七十九卷 第六號

- 時代区分の經濟理論……………堀 江 英 一 1
- 中東石油と国際カルテル……………松 井 哲 夫 17
- 社会保障の經濟理論……………與 田 柁 34
- いわゆる「栗原理論」の批判的撰取について
……………福 富 正 実 57
-

昭和三十三年六月

京都大學經濟學會

いわゆる『栗原理論』の批判的摂取について

——封建論争の方法論的検討(2)——

福 富 正 実

四、いわゆる『栗原理論』の積極的側面と否定的側面とについて

周知のように、『地代範疇論』を「地代論的」視角から批判した唯一の体系的な労作として、故栗原百寿氏の『農業問題入門』(有斐閣刊・一九五五年)^(註)がある。いわゆる『栗原理論』では、過渡的諸形態は、どのように理解されているのであろうか。

(註)本書の劃期的な意義および概要については、『経済評論』(一九五五年八月号)所載の大島清氏の書評、『経済論叢』(第七卷第二号)所載の大森輝雄氏の書評などを参照。

栗原氏は、「農業経済学ないし農業問題を原理論(経済原論)の一部とみなし、農業経済学は地代論(『資本制的地代理論——引用者)を中心にして展開されるものであるとする考え方」(二〇ページ)を批判されて、つぎのようにいわれる。「もちろん、農業経済学ないし農業問題^(註)にとって、地代ないし土地所有は後にみるようにその基礎概念の一つである。しかし、その地代分析は経済原論における地代分析とは段階を異にして、地代の発展段階的、そ

れゆゑに、また過渡的諸形態の研究を主眼とするものである」(「一ページ 傍点は引用者」)。ところで、「原理論的な地代分析」と段階を異にした「政策論的発展段階論的な分析」によれば、過渡的諸形態は、「商人資本ないし本源的蓄積の段階」(二七ページ)とよばれる「資本主義の世界史的な一定の発展段階」の基本的な農業問題、すなわち「農民解放および農民分解の諸問題」(九六ページ)における「規範的な諸形態」(「二八ページ」)として、把握しなければならぬのである。

(註) 栗原氏は、農業問題の体系(「いわゆる農業経済学」を、農業経済学(「資本制的地代理論を中心とした経済原論の一部」と農業政策論と農村社会学との統一として理解して、しかも、それを、「資本主義の世界史的な発展諸段階にそれぞれ対応する特殊的法則を究明する発展段階論(政策論)」の研究分野にはいるもの」(「九ページ」)と規定されている。

では、本源的蓄積の段階の農業問題における「規範的な諸形態」の一つとしての、過渡的土地所有諸形態は、どのような性格のものであろうか。いわゆる『栗原理論』のユニークな特徴は、つぎの点にある。

「……封建的地代および資本主義的地代にたいして、いわばその中間の過渡的地代はいかに規定されるであろうか。

もちろん、……地代範疇と地代形態とを本質的に区別して、地代範疇としては封建的地代と資本主義的地代の二つに限定し、過渡的地代形態をふくめて、地代形態とはただ面地代範疇のそれぞれいづれかの諸段階にすぎないと規定するならば、過渡的地代形態の性格といつても、それらを封建的もしくは資本主義的のいづれかの地代範疇におしこめるだけのことにすぎないであろう。

しかしながら、「資本論」において、「近代的土地所有形態」といい、「本源的な地代形態から資本主義的地代

への過渡的形態」といわれているように、地代形態という言葉は封建的地代そのものにも、資本主義的地代そのものにも、範疇的意味で使用されるものである。また、封建的地代および資本主義的地代がそれぞれ歴史的に基本的な範疇をなすことはないまでもないが、それだからといって、歴史的にも形態的にも両者の中間の過渡的地代形態をすべて封建的か資本主義的かのいずれかの地代範疇に割りきらなければならないということは、そもそも過渡的段階を事実上全く否定することとなければならない。

……過渡的地代形態は……、本来の封建的地代が漸次的に分解するとともに、本来の資本主義的地代の萌芽が次第に形成されてくるところの、過渡期における地代の諸形態であつて、一方では封建的地代の分解的転化形態であるとともに、他方ではまた資本主義的地代に転化してゆく先行形態をなすものに外ならない。その意味で、過渡的地代形態は一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるものとして位置づけられるのである」(一四〇—一四一ページ)。

このように、従来の『地代範疇論』的な理解にたいして、栗原氏は、過渡的地代形態を「いずれかの地代範疇におしこめる」ことは、「そもそも過渡的段階を事実上全く否定することとなければならない」と批判されて、「過渡的地代形態は一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるものとして位置づけられる」という、位置づけの規定をされる。ところで、問題は、『地代範疇論』的な理解にたいする批判としての、位置づけの規定それ自体の、なかにあるのである。

「もちろん、——と栗原氏はつづけていう——過渡的地代の諸形態が一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるということは、それが過渡的であるというのと同様の位置づけの規定であつて、それらがそれぞれ一応そ

れ、自体としては独自の地代形態を形成していることを否定するものではない。ただ、それ自体としては一応いかに独自の地代形態を形成していても、それらがとにかく封建的地代の資本主義的地代への移行の過程において成立し、その移行を媒介し、その移行の中間項を形成するかぎりにおいて、それらは過渡的地代形態に外ならないのであり、そしてまたそのかぎりにおいて、半封建的であるとともに前資本主義的であるという位置規定をうけるのである。

それゆえ、まず分割地所有についてみれば、それはそれ自体としては、小経営的土地所有の最も正常な形態として、小経営的生産様式の最も適当した土地所有形態として、一つの独自の土地所有形態をなすものである。

しかしながら、歴史的には、その小経営的生産様式は、それが封建的隷従関係から解放されるやいなや、必然的に分解して、資本主義的生産様式に転化してゆくものとして、ただ過渡的なものに外ならなかった」(一四一—一四二ページ 傍点は引用者)。

では、論理的・形態的には「小生産にもっとも照応した独自の土地所有形態」としての分割地所有が、「半封建的であるとともに前資本主義的である」のは、いったい、どのような意味においてであろうか。

「……分割地所有は、一方では、それが封建的隷従関係から解放された小経営的生産様式に対応する土地所有形態であるかぎり、必然的に分解して資本主義的土地所有に転化するものとして、前資本主義的である。

しかし、分割地所有はまた、それがともかくも小経営的土地所有として存続しているかぎり、その不可欠の支柱である農業と家内工業との結合および農村共同体的諸関係の残存をつなぎとめるものとして、何等かの程度の封建的な束縛と保護の遺制が予想されるのであって、その意味においては、半封建的と呼ばれうるものである」(二四三—二四四ページ)。

ところで、栗原氏のこの位置規定は、けつして正しいとはいえないであろう。なぜならば、たとえば、栗原氏が分割地農民の典型と考えておられる「革命後のフランス農民」は、その経済的性格からいえば、猫額大の一片の土地にしがみつき、高利貸の資本にむしばまれ、しだいにプロレタリア化しつつあったという点において、栗原氏のいう「前資本主義的」農民であるが、その社会的性格の点からいえば、あきらかに封建的隷属から解放された「近代的」農民であつて、けつして「半封建的」農民ではない。栗原氏は、分割地所有の半封建的性格について、「……分割地所有は、それが第一次的に自然経済的であり共同体的であることにもとづいて（すなわち、そのことを直接的条件として——引用者）、第二次的に（すなわち、間接的に——引用者）半封建的である……」（一四七ページ）といわれるのであるが、たとえば、革命後のフランス農村に共同体的遺制が残っていたことは、その分割地農民の性格を、完全に資本主義的になりえていないという意味において、「前資本主義的」と規定する理由になりえても、「半封建的」と規定する根拠にはなりえない。いうまでもなく、封建制度の基礎は、栗原氏がスターリンの有名な規定にもとづいて強調しておられるように（七〇—七四ページ 参照）、封建的土地所有である。したがって「半封建的」という規定は、共同体的遺制の存否から第二次的間接的にはなく、封建的土地所有（土地所有者がたんに土地所有の独占者であるだけでなく、土地を分与する《あるいは貸付ける》）ことによって直接生産者を事実上所有する《すなわち、直接生産者の人格にたいする支配権をもつ》ことができるような、したがって、その点にもとづいて、剰余労働を強奪する手段としての経済外的強制が必然的に生じてくるような、そういった土地所有形態^(註)が廃止されずに残存しているかどうか、ということから直接的に検討されなければならない。さらにまた、分割地所有が広汎に成立し、しかもイギリスのように徹底的な土地清掃がおこなわれなかった国ぐに（フランスおよび西ドイツ）

では、封建的隷屬が廢止されたのちでも、共同体的遺制は、分割地經營の第二の補足物として広汎に残存していた。だから、栗原氏が正しく指摘されているように、「農民を全き意味での自由な土地所有者たらしめ」るかぎりでの封建的土地所有制の解消（『封建的隷屬の廢絶——引用者』）は、共同体の掃蕩を不可欠の条件とするものでは決していないのである」（『農村経済学と農村社会学』『農業経済研究』（第二十六卷第一号）一三三ページ）。

（註）封建的土地所有の性格規定については、拙稿「封建的所有と経済外的強制をめぐる理論的諸問題」（『経済論叢』（第七六卷第二号））、ならびに、本稿の第五節を参照。

かくして、栗原氏は、農村共同体を「不可欠の補足」（『農村経済学と農村社会学』同上「一三三ページ」としてともなう「自由な分割地所有」を、本源的蓄積の段階における農業問題の「規範的な諸形態」の一つとして理解されている。しかし、本源的蓄積の過程において収奪の対象となる「自由な分割地農民」は、すでに第一節でわたしがあきらかにしたように、依然として封建的に隷屬している農民だけであって、農民の農業革命の勝利の結果として封建的隷屬から解放されたブルジョア的農民は、本源的蓄積の段階における農民ではなく、すでにできあがった資本主義が発展していく段階における農民である。ところで、栗原氏は、分割地所有をすべて一律に「半封建的である」とともに前資本主義的である」と規定するだけにおわっているため、「封建的に隷屬している経営者」賃租負担者、つまり搾取される階級の代表者と、ブルジョア革命が勝利したのちに土地所有者となり、その大多数が小ブルジョア的な働き者であった農民、つまり社会の中産層の代表者——この両者が根本的にちがっていること」（『封建的搾取の基本法則にかんする討論の総括』山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』二二六ページ）を、みのがしてしまわれるのである。

(註) 農民的農業革命の勝利は、農民を封建的隷属から無償でしかも一挙に解放するけれども、いわゆる「上からの農民解放」のばあいには、封建的隷属からの解放が有償であるために、農民は、かなり長期間にわたつて買取金・貢租を負担するし、また、そのばあい、農民は、封建的隷属のすべてから解放されるわけでもない。身分上の不完全な権利は、封建制度が滅亡するまで、人身的には自由であつた農民のうえにも、あいかわらずのしかかつていたのである。

このように、栗原氏の混乱は、「資本主義的地代への過渡的形態」としての分割地所有の小ブルジョア的な経済的内容を性格づける「前資本主義的」という論理的規定と、「何等かの程度の封建的な束縛と保護の遺制」というような、政治的・法律的な上部構造の性格規定との関連が予想される「半封建的」という歴史的・範疇的な規定とを、はつきりと区別されていない、という点にあらわれている。栗原氏は、いたるところで分割地所有、一般に過渡的地代形態を、小生産（小経営の生産様式）にもっとも照応した土地所有形態として、論理的・形態的に正しく把握されつつも、他方では、論理的規定と歴史的・範疇的な規定とをはつきりと区別されなかつたために、「一般に半封建的であるとともに前資本主義的」という位置規定で、過渡的地代形態を「範疇の意味で使用される」(二四〇ページ)「封建的地代および資本主義的地代から区別されることによって、事実上は、すべて一律に「半封建的であるとともに前資本主義的である」という意味において、第三の『地代範疇』を主張することになつてしまわれるのである。すでに第二節であきらかにしたように、『資本論』第三巻における『農民の分割地所有』範疇は、「本源的地代形態から資本制的地代への過渡的形態」としての論理的規定であつて、「封建的であるばあいもあり、またブルジョア的であるばあいもある」この『農民の分割地所有』範疇そのものは、農民的土地所有の社会的本質を規定する規準とはなりえない。だから、『寄牛地主制』を「アメリカ型の、分割地所有の潰滅形態」(二五二—二五三ページ)

として把握される栗原氏が、大革命後のフランス農村を念頭において「一五九—一六〇ページ 参照」、「寄生地主的土地所有はただ自由な分割地所有（従来の封建的隷従諸關係から解放された近代的な農民的土地所有——引用者）にもとづいてのみ本格的に確立しうるものである」（一五八ページ）と規定されるばあい、この規定は、「農地改革」後の日本農村の現実について「……寄生地主制の必然性は、分割地農民の自由な資本主義的發展が抑制され、分割地所有が潰滅するところに、貫徹するものである。……農業の順当な資本主義的發展は原則的に抑制され、農地改革によって解放された自作農民に与えられたものは、ただ窮乏と負債だけであつた。そこに待っているものは、自作農の必然的な没落であり、分割地所有の必然的な潰滅である」と分析されて、「そのかぎり、戦後の農地改革は、寄生地主制そのものを廢絶するものではなくて、結局ただ支配的な帝国主義とそれに従属的な国家独占資本主義により適合した形態の新しい寄生地主制への道を清めるための、当座的改革に過ぎなかつたのである」（二九—二九二ページ）と規定されようとする実践的意図から出發されたものと考えられるが、『栗原理論』のこの到達点にたいしては、当然、強い不満が生じてくるのである（大藪輝雄氏の書評 参照）。フランスでも日本でも、寄生地主的土地所有は、分割地所有一般の潰滅形態ではなく、封建的に隷屬する農民の分割地所有が潰滅した形態であり、それゆゑにこそ、半封建的土地所有であつたのである。

（註）一三九ページで栗原氏がおこなっている封建的地代および資本主義的地代の性格規定は、『地代範疇論』的な理解となんらかわらない。なお、この点については、本稿の第五節を参照。

すでに第一節および第二節でのべたように、マルクスは、農民の分割地所有を、『資本論』第三卷においては、『本源的地代形態から資本制的地代への過渡的形態』として、あくまでも論理的・原理論的に把握しているが、

『資本論』第一卷第二十四章においては、いたるところで、それを、「買戻しによって自由になり、（主として貨幣で）封建地代を支払い、そして相続または伝統による占有者として、自分の土地にたいするひろい占有権をもっている」（エヌ・デ・スカスキ）「封建的所有と経済外的強制にかんするマルクス・レーニン主義の古典」山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』三二ページ）自由な小土地所有として、具体的、歴史的に把握している。『資本論』第三卷における地代分析は、「あくまでも「資本の一般的本性」把握にとって必要なかぎりの」（吉信肅・斉藤博「マルクス」『経済批判体系』研究序説『経済論叢』（第七二巻第六号）八七ページ）地代分析であって、「前に打ち建てられた命題の『例証』（久留間毅三『恐慌論研究』二六七ページ）にすぎないし、また、「資本制的地代の発生史」をとりあつた第四十七章も、それは、「資本制的地代の一般理論」の最初ではなく最後の個所で展開されている点からあきらかでもあるように、あくまでも「資本制的地代の一般理論」を理解するための地代分析であって、完成されたかたちでの『封建地代論』および『過渡的地代論』ではないのである。ところが、栗原氏は、この点を無視し、『資本論』における（たんに第三巻だけではなく第一巻をもふくめての）地代分析をすべて原理論的分析に解消して、『資本論』における地代分析とは段階を異にした、政策論的、発展段階論的な地代分析をもって、農業経済学を基礎づけようとしたのである。しかし、農業経済学の体系化は、『資本論』においてマルクスがもちいている論理的、歴史的な分析と段階を異にした方法論によって、はたして可能であつたであらうか。すなわち、栗原氏が「研究の主眼」とされた過渡的諸形態、たとえば農民的分割地所有の正しい理解は、『資本論』第一卷第二十四章における具体的、歴史的な分析を抜きにして、はたして可能であつたであらうか。残念ながら、わたしは、否定的にしかたえることはできなかった。この意味において、いわゆる『栗原理論』の完成は、過渡的段階を無視する『地代範疇

論』にたいしては一つの鋭い批判となることができても、他方では、宇野弘蔵氏の「三段階法論」を適用したために、この『地代範疇論』を内在的に克服することは、ついにできなかったのである。

では、つぎに、これまでのすべての農業理論——『栗原理論』をもふくめて——の根本的欠陥の基礎を、「封建制の本質規定」という封建論争の本来の問題意識のうえにたつて、検討してみよう。

五、封建的土地所有の構造と農民的分割地所有

いわゆる講座派の農業理論は、『地代論』にたいするつぎのような理解から出発している。「土地所有形態、地代範疇の性質を根柢的に規定するものは、直接の生産者から不払全剰余労働を汲みとる特殊の経済的形態・生産条件の所有者が直接的生産者に対立する直接の関係である」〔平野義太郎『農業問題と土地変革』六三ページ〕。こういった理解のうえにたつた最近の代表的な見解は、『日本資本主義講座』第六卷「一四三—一四四ページ」における山田勝次郎氏の主張、小池基之氏「『経済学教科書』における経済外的強制その他について」『経済評論』（一九五五年九月号）三七ページ」などにおいて、展開されている。講座派の見解にしたがえば、小作料の性格を決定するものは、地主と小作人とのあいだの直接的关系であつて、この関係を近代的と規定するか、それとも封建的と規定するかが、問題をとく鍵であるとされた。そして、このような観点にたつて、経済外的強制の存否をめぐるはげしい論争が、おこなわれたのである。

周知のように、マルクスは、つぎのようにのべている。「不払の剰余労働が直接的生産者から汲みだされる独自の経済的形態は、支配および隷属関係を規定するのであるが、この関係は直接に生産そのものから発生し、し

かも生産にたいして規定的に反作用する。……生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的關係こそは、——この關係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の發展段階に照応するのだが、——つねに、そこに吾々が全社会的構造の、したがってまた主権Ⅱおよび從屬關係の政治的形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎、を見出すところのものである」(『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版 四二一—五二五ページ)。しかし、『資本論』のこの箇所をとりあげてみても、マルクスは、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的關係」が、地代形態、したがって所有形態を規定する、というようなことはのべていない。むしろ、彼は、資本制的地代理論を展開するにあたって、つぎのように注意している。「地代の独自の形態のいかんをとわず、すべての地代類型に共通するのは、地代の取得は土地所有が自らを実現する経済的形態だということ、および、地代の方は土地所有・(つまり——引用者) 地球の一定部分にたいする一定個人の所有・を前提するということである。といつても、……この土地所有は奴隸制度または農奴制度の場合のように直接的生産者の人格にたいする一定個人の所有權の単なる偶有性(accidens)であつてもよく、……また最後に、この土地所有は土地——といつても、植民者や小農民的土地所有者の場合のように、孤立化されていて社会的に未發展な労働のもとでは、直接的生産者による一定地所の生産物の取得および生産のうちに直接に含まれているように見える土地——にたいする一關係であつてもよい」(『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版 四二二—四九三ページ)。

マルクスは、あらゆる地代形態を土地所有の経済的實現形態だと規定し、しかも他方では、土地所有を一般的に土地所有の独占として規定すると同時に、土地所有の形態にもいろいろの差異があることをのべている。

では、土地所有の形態の差異は、いつたになにによって規定されるのであろうか。すでに第三節で簡単に指摘し

ておいたように、土地所有の性格は、生産の性格、つまり社会的生産過程の一定の発展段階に依存しているのである。マルクスは、「社会的生産過程の相異なる発展諸段階に照応する相異なる地代諸形態を混同すること」は、「地代を取扱うさいに避けるべき、分析を混濁させる、主要な誤謬」〔同上 八九二ページ〕の一つであるとのべているように、いろいろの土地所有形態の独自の経済的内容を、社会的生産過程の発展段階と関連させて特徴づけようとしていたことは、あきらかである〔拙稿「封建的所有と経済外的強制をめぐる理論的諸問題」『経済論叢』（第七六卷第二号）四九五二ページ 参照〕。だから、マルクスは、資本主義的生産の一般の特徴を解明したのちはじめ、剰余価値の分化形態としての地代についての理論を展開しているのである。

大規模な社会的生産によって特徴づけられる資本主義社会とちがって、小規模な個人的生産によって特徴づけられる封建社会では、直接生産者を土地からきりはなすことではなく、土地を分与することによって彼らを土地に結びつけることが、生産の基礎であった。小生産、つまり社会的に未発展な労働形態のもとでは、直接生産者は、マルクスが『資本主義的生産に先行する諸形態』のいたるところで考察しているように、客観的な生産諸条件と結合したものとあらわれる。というのは、生産過程の個人的性格に規定されて、小生産（小経営的生産様式）のもとでは、直接生産者が占有または所有という形態とにかく土地を自分の手にもつことが、彼自身の労働の生産物を手にいれる第一の条件であったからである〔『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(3) 一一三六ページ 参照〕。ところで、封建制度のもとでは、もっとも重要な生産手段として土地の所有者が封建領主であるので、直接生産者は、自分の再生産を保障する必要生産物を超過する自分の労働の剰余生産物として、封建領主に地代をおさめなければならぬことになるし、また他方では、直接生産者が自分自身の生活維持手段の生産のために必要な生産手段および労働

条件の『所有者』ではなく『占有者』であり、したがって土地の付属物として「直接的に客観的な生産諸条件の一つになつていて、そのようなものとして」〔『資本主義的生産に先行する諸形態』邦訳『全集』第九卷 二五八ページ〕土地とともに封建領主に所有されているかぎり、「所有関係は同時に直接的な支配Ⅱおよび隷属関係としてあらわれざるをえず、したがって、直接的生産者は非自由者……としてあらわれざるをえない」〔『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版③ 一一一三ページ〕。かくして、所有関係が同時に直接的な支配Ⅱおよび隷属関係としてあらわれてくるかぎり、すなわち、土地所有（土地所有の独占）が「直接生産者の人格にたいする一定個人の所有権」の契機としてあらわれるかぎり、剰余労働を強奪する手段としての経済外的強制——この経済外的強制は、直接生産者が土地を占有して、経済的に自立しているのので、土地所有を経済的に実現する手段として必要なのである——が、必然的に生じてくる。「封建領主による農民の労働への強制は、経済外的な性格をおびていて、農民にたいする彼の（不完全な）所有権にもとづいていた」〔エム・エヌ・メイマン「封建制生産方法の運動」『歴史・学・論集』第四二卷 一二二ページ〕。

このように、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的关系」、すなわち、支配と隷属の關係は、不払の剰余労働が——社会的生産過程の一定の發展段階に照応する一定の所有形態を基礎として——強奪される独自の搾取形態に規定されて、直接に生産そのものから發生し、しかも生産にたいして規定的に反作用する。この反作用、たとえば経済外的強制は、周知のように、支配と隷属の關係の政治的・法律的・観念的な形態としての上部構造のたすけをかりておこなわれる（上部構造が土台に奉仕する能動的役割）。だから、上部構造との結節点としての支配と隷属の關係（「生産關係」そのもの）を解明することは、マルクスが強調しているように、全社会的構造のもつとも奥の秘密をとくものとして、経済学の重要な課題である。しかしまた、われわれは、この支配と隷属の關係

だけが生産関係を構成しているのではない、ということに注目しなければならない。「スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』邦訳 新時代社版 八〇ページ 参照）。むしろ、経済学にとつて一番重要な課題は、生産関係の基礎として支配と隷属の関係を規定する、(土地)所有の独自の経済的内容を解明することである。(註)

(註) 前稿「封建的所有と経済外的強制をめぐる理論的諸問題」(『経済論叢』(第六七卷第二号)五九ページ)において、わたしは、支配と隷属の関係を生産関係の基礎のなかにふくませたのは、講座派的な『地代地價論』的理解から抜けきれなかったものとして、本稿で自己批判しておく。なお、わたしは、ソ同盟歴史学界の「封建的構成体の基本的経済法則」をめぐる論争におけるメイマン・スカキンの見解と、ポルシネフの見解との根本的なちがいの点にある、と考えるのである。

ところで、社会的生産過程の一定の発展段階に照応する一定の所有形態の独自の経済的内容をあきらかにするならば、支配と隷属の独自の形態だけでなく、つづいてやってくる所有形態への移行の必然性もまた、あきらかにすることができるのである。封建的土地所有は、つづいてやってくる過渡的土地所有形態(小ブルジョアの経済)への移行のモメントをふくむ自己矛盾的存在であるがゆえに、封建的生产関係の基礎となりえたのである。(註)

(註) 封建的共同体からは、小ブルジョアの経済が発生してくる必然性は説明できない。『共同体理論』によれば、封建社会の土台としての共同体が崩壊する客観的条件は、共同体と異質的な商品生産、すなわち局地内での商品交換の発展にともなつて形成された「局地内市場圏」の拡大によつて、説明されている。しかし、共同体が解体する論理的必然性(局地内市場圏の生成と発展)が、封建社会の土台あるいは基礎そのものの規定(封建制の本質規定)と関連なしに、無媒介的に説明されている。

周知のように、奴隷制的土地所有にたいする封建的土地所有の進歩的性格は、隷属農民の小経営をそのなかにふくんでいる点にある。すなわち、土地にたいする封建領主の所有権は、小規模な個人的生産に規定されて、自分の分与地にたいする農民の『事実上の所有権』(占有権とむすびついていた「資本主義的生産に先行する諸形態」『選集』

第九卷 二六四ページ 参照)。ところで、中世では、上部構造がまだ土台から分化していない状態にある伝統や慣習が、大きな力をもっていた。「この社会的生産関係・またこれに照応する生産様式・の立脚点たる自然発生的で未発展な状態においては伝統が優勢な役割を演ずるに相違ない……。この規律と秩序こそは、あらゆる生産様式の社会的確立・したがって単なる恣意および単なる偶然からの相対的解放・の形態である。……この形態は、暫くつづけば、習慣および伝統として自らを確立し、ついには明文の法律として神聖化される」『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(四) 一一一七—一一八ページ。だから、すでに労働地代のもとも、生産力が発展するにしたがって農民の小経営が必然的に発展していく可能性が、存在している(同上 一一一八—一九ページ 参照)。生産力、つまり社会的分業のよりいっそうの発展にもなつて、封建地代は労働地代→生産物地代→貨幣地代へと推転して、農民の隷属度はしだいにゆるやかとなり、これに対応して小農民経営が発展していく。「この過程の分析については、メイマン『スカスキ』「封建的構成体の基本的経済法則について」(山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』所収)、および、山田浩之「封建地代とブルジョアの発展」『経済論叢』(第七四卷第五号)を参照)。そして、最後の貨幣地代のもとでは、「貨幣地代は、一そう発展すれば、——あらゆる中間諸形態、たとえば小農的借地農業者のそれを度外視すれば、——土地を自由な農民所有に転化させるか、さもなければ、資本制的生産様式上の形態、資本制的借地農業者が支払う地代、となりざるをえない」『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(四) 一一二四—一二五ページ。

周知のように、「自営農民の自由な所有は、あきらかに、小経営のための——すなわち、そこでは土地の占有(このばあいの Besitz を厳密な意味に理解して、所有にたいする占有として考えるのには疑問がある。ロシア語版では *possession* ではなく、*oblastanie* という用語をつかっている。なお、山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』四ページ、三八ページを参照)なく、*oblastanie* という用語をつかっている。なお、山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』四ページ、三八ページを参照)

が自分自身の労働の生産物にたいする労働者の所有のための条件であるような、そして、そこでは自由な所有者であろうと小作人ウエッヂ（隷従者と訳すべきではなからうか——引用者）であろうと、農耕民がつねに自分の生活維持手段を自分自身で・独立に・個別的労働者として・自分の家族とともに生産せねばならぬような、そうした生産様式のための——土地所有の最も正常な形態である」（同上 一一三六ページ）。小規模な個人的生産が支配する封建社会では、その生産関係の基礎としての封建的所有が直接生産者による土地の占有とわすびついているため、生産力の発展は、基本的には個人的生産過程の発展、つまり自営農民の小経営の発展というかたちで、あらわれる。かくして、封建社会の後期には、小経営が「繁栄し、その全力を発揮し、適当な古典的形態」（『資本論』第一巻 邦訳 青木文庫版（4）一一五七ページ）をとって発展したのである。ところで、このように成熟した個人的生産に照応する形態としては、封建的所有は、もはやそのまゝのかたちでは不適當となる。だから、封建的土地所有は解体し、（したがって、封建領主は土地にたいする封建的所有名義をもつだけとなり）、生産の性格にもっとも照応した形態として農民的分割地所有が広汎に成立するか、あるいは、小規模な個人的生産の大規模な社会的生産への暴力的な転化（原始的蓄積の過程）にもなつて、資本主義的諸関係が農業にも発生するようになる。イギリスでは、「十六世紀末に当時の事情からみて富裕な『資本制的借地農業者』なる一階級」（同上 一一三三ページ）が存在していた。このことは、封建的所有がブルジョアの生産の諸条件に服従しはじめた、ということを意味する。しかし、それは、封建的土地所有が廃止されて、封建的所有がブルジョアの所有へ完全に転化した、ということとは意味しない。封建的所有よりブルジョアの所有への完全な転化は、封建的隷属のすべてを廃絶するブルジョア革命の勝利の結果として、おこなわれたのである。周知のように、資本制的生産様式が成立するためには、自分の労働にもとづくすべての私的所有

——分割地所有をもふくめて——が解体されなければならない。「この生産様式は、一方では、直接的生産者を土地の単なる付属物（隸農、農奴、奴隸、などの形態での）たる位置から解放することを前提とし、他方では、人民大衆の土地の収奪を前提とする」（『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版 四 八六七ページ）。「資本制の生産様式の基礎を創造した変革の序曲は、十五世紀の最後の三分の一期および十六世紀の始め数十年間に演ぜられた。……それ自身ブルジョアの発展の一産物たる王権は、……決して、その（プロレタリアート創造の）唯一の原因ではなかった。むしろ、……大封建領主が、農民を土地——農民が領主自身と同じ封建的權利名義をもっていた土地——から暴力的に狩りたてることにより、また農民の共同地を横奪することによって、比較にならぬほど大きなプロレタリアートを創造したのである」（『資本論』第一卷 邦訳 青木文庫版 四 一〇九八ページ）。マルクスが「領主自身と同じ封建的權利名義をもっていた」とまで規定した「自営農民の自由な土地所有」は、法律ではなく慣習によってみとめられたものであったがゆえに、一五世紀には繁榮し、またそれゆえにこそ、一六世紀以降では、大封建領主（主として新貴族）によって収奪されていったのである。ブルジョア革命以前には「王権や議會と頑強に対立して」（『同上』）おこなわれたこの収奪は、ブルジョアジーと新貴族との勝利におわったブルジョア革命ののちには、国家の法律によって、よりいっそう暴力的に「革命的」に遂行された。しかしながら、フランスでは、分割地農民の自由な土地所有（propriété paysanne）は、農民的農業革命の勝利の結果、近代的なブルジョアの所有として確立していった。そこでは、共有地の分割、共有地にたいする農民的な囲い込みはありえても、農民的土地所有にたいする暴力的な収奪は、もはやおこりえなかったのである。

以上であきらかにしたように、自営農民の自由な分割地所有は、小規模な個人的生産の性格にもっとも照応した

土地所有形態であつて、大規模な社会的生産に照応する近代的土地所有への過渡的形態である。それは、封建制生産様式の運動の必然的所産（封建的土地所有の解体から生じた一形態）であり、その典型的な形態は、封建的看板によつて隠蔽されている農民的土地所有であるが、ブルジョア革命（農民革命の型）の勝利の結果、近代的なブルジョアの所有として確立していくばあいもある。したがつて、封建的であるばあいもあり、またブルジョアのであるばあいもある『農民的分割地所有』範疇そのものは、農民的土地所有の社会的本質を規定する規準とはなりえない。分割地所有の広汎な成立は、封建社会の生産關係の基礎としての封建的土地所有が解体し、他方では新しい資本主義的生産關係が農業部門で發展しはじめた、ということをしめしている。しかし、封建的土地所有の廢止についてわれわれがのべることができるのは、封建的隷屬のすべてを廢絶して、農業における資本主義的生産關係の進路を完全に切りひらいていくことをめざしたブルジョア革命——それがどんな型であらうと——が勝利した結果、封建的所有そのもの（土地私有の独占）が土地国有化という手段によつて一掃されるか、あるいは、封建的所有が（たとえばフランスでは一挙に・イギリスではある期間をおいて）ブルジョアの所有へ完全に（しかもイギリスでは理想的な完璧さで）転化したばあいだけである。

〔一九五六年八月一八月〕

〔あとがき〕 本稿および前稿（『経済論叢』（第七九卷第四号）所載）は、『資本論』における『農民的分割地所有』範疇の適用という側面からみた封建論争の方法論的検討である。なお、この論文を書きおわたのちに、山田盛太郎編『変革期における地代範疇』、ベ・エフ・ゴルシネフ『封建制度の政治経済学概論』、その他の労作に接する機会をえたが、これらの労作については、別の機会にあためてふれることにしたい。